

令和3年度

第12回 佐々町農業委員会総会議事録

令和4年3月24日（木）

佐々町農業委員会

令和4年3月 第12回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和4年3月24日(木)午後13時30分
2. 招集場所 佐々町役場 3階第2会議室
3. 開 会 令和4年3月24日(木)午後13時30分

4. 出席委員 (17名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	・野 裕 君	2	濱野 努 君	3	池田 義 君
4	藤永 茂 君	5	築城 武美 君	6	和田 貞子 君
7	坂口 隆英 君	8	藤永 九市 君	9	寶持 雅祥 君
10	池田 晴良 君	12	山下 夕見子君	13	濱野 卓也 君
推進委員	林 勇作 君	推進委員	福田 庄治 君	推進委員	筒井 浩一 君
推進委員	玉置 義則 君	推進委員	大瀬 敏幸 君		

5. 欠席委員 (0名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
11	井手 俊博 君				

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	橋川 貴月 君				

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
6	和田 貞子 君	7	坂口 隆英 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第2号 農用地利用集積・配分計画の解約について（農地中間管理事業）

(4) 審議事項

第37号議案 農地法第3条の規定による許可申請書について

第38号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

第39号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

第40号議案 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

第41号議案 農用地利用集積計画の承認について（一括方式）

(5) 協議事項

○農用地利用集積計画（利用権設定）の担当委員選定について

(6) その他

① 農業者年金加入、全国農業新聞購読について

② 4月定例会の日程について

③ その他

事務局長（橋川 貴月君） 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから令和3年度第12回佐々町農業委員会総会を開催します。

それでは、初めに吉野会長から御挨拶をよろしくお願ひします。

会長（吉野 裕君） 皆さん、こんにちは。少し肌寒い日が続いておりますが、桜の開花が発表され、また、春の訪れを知らせが出ております。いよいよ水稲作付に向けての準備が始まるかと思ひます。三寒四温といひますか、暑かったり寒かったり、寒暖差が大きい時期です。お体を御自愛され、農作業、また、活動されますようよろしくお願ひします。

それと、一昨日、人・農地プランの作成について、先般、アンケート結果を元に策定の案が取りまとめられ、検討委員会が開かれ、公表するように進んでおります。来月には公表されることと思ひます。

それから、皆様御存じのとおり、庁舎の建て替えがいよいよ始まります。その前に事務局がある別館の解体が行われます。それに伴って、事務局が産業経済課の隣に移動します。少し狭くなるかと思ひます。御不便をかけるかと思ひますが、しばらく御辛抱いただき、御理解いただきますようよろしくお願ひいたします。

本日も議事が円滑に進行しますようよろしくお願ひいたします。

事務局長（橋川 貴月君） ありがとうございます。

本日の出席委員は、11番委員が都合により欠席です。その他、最適化推進委員さんについては全員出席でございます。委員は定数に達しておりますので、総会が成立していることを報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を吉野会長にお願ひいたします。

会長（吉野 裕君） 案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項はあらかじめ通知しておりましたので、この日程でよろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）

それでは、議事に入ります。

まず、日程2、議事録署名人の指名を行います。

佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき議長が定めることとなっておりますので、6番、和田委員、7番、坂口委員を指名しますので、よろしくお願ひします。

以上で、日程2を終わります。

それでは、日程3、報告事項に入ります。

報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知書について、事務局の説明を求めます事務局長。

事務局長（橋川 貴月君） すみません。資料の1ページをめくっていただいて、資料の1ページを御覧ください。

出し手、借り手の合意解約となっています。

賃貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、賃借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。

土地の所在ですけれども、志方免字六ツ枝453、地目、田んぼ、現況も田んぼ、面積が1,588m²となります。

解約の申込みをした日ということで、令和4年3月3日から合意に至っております。

3ページを御覧ください。

契約年数は平成35年11月30日まででしたけれども、今回、解約ということで出されております。

場所ですけれども、4ページに航空写真をつけております。青で囲ったところが対象の農地となります。なお、この農地については、このあとの議案にあります農地利用集積計画の承認ということで、新たな借り手が見つかっております。

以上、報告を終わります。

会長（吉野 裕君） この件について、何か御意見、御質問はありませんか。（「なし」の声あり）

ないようですので、報告第1号を終わります。

次に、報告第2号農用地利用集積・配分計画の解約について（農地中間管理事業）、事務局の説明をお願いします。事務局長。

事務局長（橋川 貴月君） 資料の5ページを御覧ください。

合意解約となっています。様式第5の2号の農用地利用集積・配分計画解約一覧表ということで、農地番号1、市町公告日が平成30年12月26日、出し手の方の住所は、〇〇〇〇、氏名が〇〇〇〇さん、農地が口石免字森ノ木1127番、登記簿、田んぼ、面積が1,512m²、契約年数10年として出しておられました。

支払いの方法ですけど物納で90kgということで、中間管理機構に出しておられた分、今度、受け手が市町公告日、平成31年2月6日、〇〇〇〇、氏名が〇〇〇〇さん、契約年数が5年となっております。

以下、全部で21件になります。今回、主に物納関係が解約となっております。これにつきましては、後から出ます利用集積計画で新たな契約が結ばれる予定となっております。

以上、報告第2号です。よろしく申し上げます。

会長（吉野 裕君） この件について、何か御意見、御質問はありませんか。（ 「なし」の声あり ）

ないようですので、報告第2号を終わります。

次に、日程第4、審議事項に入ります。

第37号議案農地法第3条の規定による許可申請書について、事務局からの説明をお願いします。事務局長。

事務局長（橋川 貴月君） 6ページを御覧ください。

議案第37号農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について。

土地の所在、北松浦郡佐々町木場免字上川内1103番2、登記地目、畑、現況、畑、登記面積、169m²、譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、60歳、農業、譲渡人、譲受人と同じです。お名前が〇〇〇〇、88歳、農業。申請の理由、生前一括贈与による所有権移転を行う。経営面積、譲受人、田畑ともゼロです。譲渡人、田5,058m²、畑3,984m²、合計の9,042m²になります。譲受人の稼働人員が2名ということで、全部で18筆の申請が出ております。

農地の利用状況です。

9ページを御覧ください。

一番上です。農地法第3条第2項第1号関係として、権利を取得しようとする者の利用の状況ですけども、自作地として5,633m²、田んぼが3,094m²、畑が2,539m²。それと、貸付地として3,049m²、田んぼが1,964m²、畑が1,445m²となっております。

10ページを御覧ください。

一番上です。作付けの状況ですけど、水田と畑、それぞれ作付けられているということです。

それと、（2）大農機具または家畜ということで、農作業に必要なトラクターとか、田植え機、それぞれ持っていらっしゃるということになっています。

それと、（3）農作業に従事する者ということで、農作業歴が40年で、現在2人で作付けから収穫まで行っているということです。

それと、11ページです。

耕作を行う方の氏名として、〇〇〇〇氏、年齢が60歳で、農業で、長男になられます。年間を通して作業をしていらっしゃるということになっております。

農地の場所を御説明します。

38ページを御覧ください。

すみません。全部で18筆の分で、右上に書いてある木場免字老ノ久保それと、木場免字矢津磨、それと、木場免字百田、それと、木場免字宝隠。御自宅が宝隠の付近に御自宅があります。

あと、字図がついておりますけども、字図で39ページを見ていただけたらと思います。字図の地番に丸をつけている分が、今回、一括を行う農地となります。ほか、字図が全部で6枚程度ありまして、それぞれ丸で囲んだ農地が対象の農地となります。

事務局からの説明は以上です。よろしくお願ひします。

会長（吉野 裕君） この件について、何か御意見、御質問はありませんか。（「なし」の声あり）

ないようですので採決をいたします。

第37号議案について、承認することに賛成の方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございました。全会一致で承認することといたします。

次に、第38号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請書について、事務局から議案の説明をお願いします。事務局長。

事務局長（橋川 貴月君） 45ページを御覧ください。

議案第38号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について。知事処分となります。

土地の所在、佐々町須崎免字葎ノ浦84番6、登記地目、畑、現況地目、休耕、登記面積、396m²、譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、会社役員、譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、無職、転用の目的、一般個人住宅、施設の概要としては住宅1棟、203.83m²となります。農地区分、3種農地。備考としまして、老後を平屋で過ごすための転居ということで計画されております。合計1筆です。

場所の説明をさせていただきます。

49ページを御覧ください。

四ツ井樋町内会になられます。併せて50ページを見ていただきたいと思います。赤崎橋付近から小浦地区へ抜ける峠付近になります。50ページでは橋がちょうど消えてて分かりづらいですけども、赤で囲んだところが今回の申請地となります。

51ページを御覧ください。

現地の写真です。赤で囲んだところは今回の転用申請地となります。

52ページを御覧ください。

写真の撮影方法が入った字図となっています。写真でいくと手前に見える道路が町

道中央小浦線、支-2という町道になっております。申請地が黄色で着色してある部分になります。なお、隣接については、農地、畑はありますけども、申請者の〇〇〇〇さんの農地となっています。ほか、宅地が接しております。

53ページを御覧ください。

被害防除計画書となっています。

併せて、次のページの54ページに図面があるので見ていただけたらと思います。

被害防除計画書と申請地の造成計画の内容としては、現状のまま切盛りを行わずに移動するという事になっています。

(2)で、被害防除措置ということで、土どめ工事をするということで、ブロック積み等を主に考えていらっしゃいます。それと、②の近傍農地の日照に著しい影響の恐れは生じさせないための措置として、建物の高さを加減するという事で高さは5m程度、そして、被害防除措置の内容としては被害の恐れがないようになっているという事で出されております。

排水計画です。自然流下で道路側溝に雨水が排水するという事になっています。汚水処理は下水道へ接続、生活排水の下水道へ接続ということで計画がされております。

54ページの図面でいくと、青が雨水排水で道路側溝へ、赤が汚水排水で道路に埋設されている下水道の管につながるという事になっています。

55ページから57ページまでが建物の平面図や立面図となっています。平屋建ての計画です。

現地確認は3月15日火曜日の13時30分から、吉野会長、福田委員、申請者の2名と事務局で実施しています。

事務局からの説明は以上です。よろしく申し上げます。

会長（吉野 裕君） 地元委員の補足説明をお願いします。16番。

推進委員（福田 庄治君） 事務局から説明があったとおり、3月15日に、事務局、吉野会長、私と地主さんで現地確認を行い、用地は既に分筆はされております。農地との境はブロックで囲むということで、農地への被害等は出ないと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

会長（吉野 裕君） この件について、何か御意見、御質問はありませんか。（ 「なし」の声あり ）

ないようですので採決をいたします。

第38号議案について、承認することに賛成の方の挙手をお願いします。（ 賛成者挙手 ） ありがとうございます。全会一致で承認することといたします。

次に、第39号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請書について、事務局からの説明をお願いします。事務局長。

事務局長（橋川 貴月君） 58ページを御覧ください。

議案第39号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可承認申請について。知事処分となります。

土地の所在、佐々町小浦免字中野谷539番4、登記地目、畑、現況地目、休耕、登記面積、74m²、譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、職業、建設業・宅建業となっています。譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、無職、転用の目的、建売住宅、施設の概要、住宅1棟、66.24m²。住宅敷地として、併用地、116.98m²、駐車場が3台、74m²、隣接併用地合計として190.98m²となります。

農地区分が3種農地、備考としまして、申請地人の住宅需要を見込み、建売住宅1棟を建築販売するものということで、合計の2筆となっております。

すみません。図面の場所の説明です。

63ページ及び64ページを見ていただけたらと思います。

まず、63ページですけど、赤で書いてある申請地、小浦駅の近くとなります。

64ページを御覧ください。

水道町内会集会所近くにありますが〇〇〇〇の跡地となります。

65ページを御覧ください。

字図となっています。

字図で2筆囲んでありますが、申請地539-4が対象の農地となります。併用地として538-5、ここは既に宅地になっている分です。隣接は、申請者が〇〇〇〇さんが直接の隣接とされます。あとは、水路、道路で区切られております。

66ページを御覧ください。

現地の写真です。黄色で囲んであるところが転用の対象となる農地になります。赤で囲んだところが併用地として住宅が建つ部分になります。

次です。67ページに事業計画があります。省略させていただいて、68ページの被害防除計画書、それと、69ページに配置図がありますので、それと併せてみていただけたらと思います。

被害防除計画書。土砂の流出、崩壊、その他を発生させる恐れが生じないための対策として、現状のままで使用するという事になっています。被害防除措置の内容ということで、既存の石積みを活用し、隣接地との境界はブロック積み等を設けることから、被害は生じないとされております。

農業用排水施設に有する機能に支障を生じさせないための措置としては、雨水排水は水路へ放流、汚水処理としては、道路に下水道が入っておりますので下水道へ接続、生活雑排水についても下水道へ接続ということで出されております。

③です。周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼさないための措置として、建物の高さを加減するというので、7.6m程度に抑えるということを書いてあります。

69ページの図面を御覧ください。

今回の申請地が、農地の部分が駐車場になるようになります。建物自体は既に宅地となっている上のほうの敷地に、一段上の敷地に建てるとなっています。

あと、70ページから73ページが建物の平面図、それと、側面図、立面図などとなっております。

現地確認を3月15日の火曜日、14時から、吉野会長、福田委員、申請者の代理人、それと、測量業者1名、事務局で実施をしております。

以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 地元委員の補足説明をお願いします。16番。

推進委員（福田 庄治君） 先ほどと同じく3月15日に続けて現地確認を行いました。

補足等は別にありません。よろしくお願いいたします。

会長（吉野 裕君） この件について、何か御意見、御質問はありませんか。（「なし」の声あり）

ないようですので採決をいたします。

第39号議案について、承認することに賛成の方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございます。全会一致で承認することとします。

次に、第40号議案農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）、事務局からの説明をお願いします。事務局長。

事務局長（橋川 貴月君） 74ページを御覧ください。

第40号議案農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり計画を定めたいので、本委員会の承認を求める。令和4年3月24日、佐々町農業委員会会長。

ということで、75ページを御覧ください。

佐々町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第4の1の（5）の規定による農用地利用集積計画書、ナンバー1、新規となっています。

番号1、権利の設定を行う者、貸し手農家、〇〇〇〇、〇〇〇〇、権利の設定を行う者、借り手農家、〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在、沖田免字矩ノ手、地番、239-1、地

目、田、面積1,450m²、借り手農家耕作面積、3万2,115m²、権利の種類、賃借権、区域区分、農用地、今回の設定内容、金納年2万円の5年契約となっております。

ほか、全部で17件の契約となります。

よろしく願いいたします。

会長（吉野 裕君） これについて、何か御意見、御質問はありませんか。（「なし」の声あり）

ないようですので採決をいたします。

第40号議案について、承認することに賛成の方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございました。全会一致で承認することといたします。

次に、第41号議案農用地利用集積計画の承認について（一括方式）、事務局からの説明をお願いします。事務局長。

事務局長（橋川 貴月君） 77ページを御覧ください。

第41号議案農用地利用集積計画の承認について（一括方式）。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり計画を定めたいので、本委員会の承認を求める。令和4年3月24日、佐々町農業委員会会長。

78ページを御覧ください。

農地中間管理機構を利用した一括方式の契約となります。

佐々町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第4の1の（5）の規定による農用地利用集積計画書、新規としてです。

番号1、権利の設定を行う者、貸し手農家、〇〇〇〇、〇〇〇〇、権利の設定を行う者、借り手農家、〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在、市場免字倉前、地番、85、地目、畑、面積817m²、権利の種類、賃借権、区域区分、農用地、今回の設定内容、金納6年間で2,451円になっています。

ほか、合計で6件の契約となっています。

それと、次の79ページを御覧ください。

農用地利用配分計画書ということで、番号1、権利の設定を行う者、貸し手農家として、〇〇〇〇、〇〇〇〇、権利の設定を行う者、借り手農家として、〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在、市場免字倉前、地番、85、地目、畑、面積817m²、借り手農家耕作面積、6万9,084m²、権利の種類、賃借権、農用地、今回の設定内容、金納で6年間の2,451円となります。

ほか6件が、今回、農地中間管理機構を通じた契約となります。

以上です。よろしく願いします。

失礼しました。1つ、79ページで抜けている部分がございます。5番の面積が記載してありません。〇〇〇〇氏が借りられる分になります。2,667m²になります。今回の設定内容が、5年間で年間150kgの物納ということになります。

すみません。補足させてください。よろしく申し上げます。

会長（吉野 裕君） ただいまの件で、面積が、西九州自動車道の用地となっておりますので、幾分、変更になるかと思えます。農地が500か600m²ぐらい減るかと思えます。まだ、それがこちらに正確に来ておりませんので。5番。

5番（築城 武美君） 県の農業振興公社は物納については、今回、自分たちの都合によって解除という、さっき承認をしました。この中に、さらに物納が出てきて再契約というのがあるんですが、それは、その方針、事情について御説明を伺いたいんですけど。

会長（吉野 裕君） 事務局。

事務局長（橋川 貴月君） この〇〇〇〇さんの分については、出し手の方が金納でもいいけどもという話もしてらっしゃいます。変わる可能性が含まれておりますけども、出し手のほうが既に10年で出していらっしゃって、借り手の更新という形になるもので、今回、そのまま出し手の契約は解除せずに、借り手が5年間だけだったので新たな契約で、借り手のほうが借りられるという形になります。

おっしゃるように、物納で数量が変わったりとか、新たな契約にするのはできるだけ控えてほしいという県の方針でありますけど、どうしても物納でもしっかり中間管理機構を通してほしいという方の場合は受け付けますということをおっしゃっています。

以上です。

会長（吉野 裕君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

ないようですので採決をいたします。

第41号議案について、承認することに賛成の方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございます。全会一致で承認することといたします。

次に、日程第5、協議事項について、農用地利用集積計画（利用権設定）の担当委員選定について、事務局からの説明をお願いします。事務局長。

事務局長（橋川 貴月君） 81ページを御覧ください。

今回、81ページから83ページまでの26件が4月末で終期を迎えることとなります。貸し手農家ごとに担当委員の選定をお願いしたいので、よろしく願いいたします。

すみません。差し替えの資料になります。

会長（吉野 裕君） 5番。

5番（築城 武美君） （聞き取り不能）があると思うんですが、81ページの10番、

11番、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんは住所が載っていますが、これは隣接、〇〇〇〇さんの話しによれば口石免ではないかというふうにおっしゃっていますが、10番、11番は、〇〇〇〇が所在地の住所じゃないかと。

会長（吉野 裕君） 事務長。

事務局長（橋川 貴月君） すみません。確認をさせてください。

会長（吉野 裕君） 休憩を取って担当委員を決めていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。休憩します。

（休 憩 午後 14時 15分）

（会議再開 午後 14時 27分）

会長（吉野 裕君） 会議を再開します。

事務局のほうで読み上げてください。事務局長。

事務局長（橋川 貴月君） 新たな借り手の契約について、担当委員の報告をいたします。

農家の番号1番が、担当委員18、2番が6番、3番が16番、4番が1番、5番が事務局、6番が事務局、7番が10番、8番が1番、9番が5番、10番が4番、11番が4番、12番が4番、13番が18番、14番が12番、15番が18番、16番が12番、17番が13番、18番が4番、19番が4番、20番が2番、21番が2番、22番が10番、23番、事務局、24番、16番、25番、1番、26番、4番。

以上となっております。すみません。担当委員になられた委員の方は御協力をよろしくお願いたします。

以上です。

会長（吉野 裕君） これで協議事項を終わります。

次、日程6、その他について、事務局からの説明をお願いします。事務局長。

事務局長（橋川 貴月君） ①です。農業者年金加入、全国農業新聞購読について、先月の新規加入等はありませんでした。引き続き、年金加入、新聞購読者加入推進の協力をよろしくお願いたします。

引き続き、②です。4月定例会の日程についてです。

5役会を4月18日月曜日13時30分から、総会を4月25日月曜日13時30分からとさせていただきたいと思っております。繰り返します。5役会を4月18日月曜日13時30分、総会が4月25日月曜日13時30分。よろしくお願いたします。

引き続き、その他ということですが、冒頭にちょっと話しましたが、昨日、農業委員会会長、事務局長会議がウェブ方式で開催され、令和4年度から農業委員活動記録セットの記録様式が変わる説明があつております。総会終了後に記載の変更点として説明

をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

会長（吉野 裕君） その他で皆さんのほうから何かありませんか。3番。

3番（池田 邦義君） 私事でちょっと申しわけないんですけど、4月の定例会、5役会は欠席をさせていただくように、事務局のほうにも報告したいと思います。

私事でございますけど、4月8日に入院しまして、4月11日に手術ということで、その後、5週間ぐらいのリハビリということで、皆様に迷惑をかけると思いますけど、よろしくお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 1日も早く回復されることを願っております。

ほかにございませんか。8番。

8番（藤永 九市君） 今日は令和3年度最後の総会です。4月に入りまして、4月が令和4年度の始まりとなりますが、事実上、令和3年度は今日で終わりです。

それと、一週間もすれば4月に入ります。どこも異動の時期になります。もちろん佐々町もそうであります。それから、もう御存じかと思えますけども、事務局長は定年退職ということになって、農業委員会の事務局長は終わられることになられます。あと一週間しかあられないという事になります。

それから、4月に入られて新しい事務局長がまたお見えになるということを知りました。橋川局長は8月からですか。だから、7か月、短い間だったですけど御苦労だったなと思います。仕事に関して、初めてでないような感じでうまくまとめて進めてこられたと感心していたところです。労をねぎらいたいなと思っておりますが、後の方にも重要なことから、したがって、後任の方には十二分に引き継ぎをさせていただきたいなというふうに思う次第です。

それから、議会も終わっていろいろと、課の変更とか、行われたようですが、農業委員会は密接しますから、聞きますと今の産業経済課、農林水産課が変わると。その中に農業委員会が置かれるという形に一緒になるような事を聞いておりますけど、各課、各部署において変わってくると聞いておりまして、議会でも通ったと。会長は検討委員会かなにかあったのかと思えますけど、どういう形に、大体大まかになるのか、局長も情報がお分かりだと思います。その辺をちょっと、すみません、名称が変わる、農林水産課が変わるとか、商工会が、どこかにくっつくのかとかいろいろあったと思うんですけど、大まかな事を、せつかくの機会ですから、この場でお示しいただければと思えますけど、いかがでしょうか。

以上です。

会長（吉野 裕君） 私のほうには、機構改革にしろ、局長の後任についてはまだ何も連絡はあっておりません。

ただ、私としては、人事に関しては、局長が課長クラスで局長が来られるのはいいんですけども、佐々町の職員の人数なんかも関係あるでしょうけども、今、大変少なくて、職員は頑張っておられると思います。その中で、農業委員会としては、役職になれば、各方面違う会議とか、いろいろ出向かなければならないことが多々あるので、できれば常時事務局に職員のほうを1人置いていただき、どうしても手がいなければ、最悪、課長が兼務でも構いませんけれど、とにかく専属の職員の方を置いてくださいと町長のほうにはお願いはしているところです。

その件については、まだ何も返事をいただいておりません。局長。

事務局長（橋川 貴月君） すみません。今、会長がおっしゃったように、役場の人事異動、あと一週間程度ぐらいで4月を迎えるんですけども、まだ人事異動の発表があっておりません。なので、どういった形になるか、後任がどうなっているかがまだはっきりしておりません。

それと、あともう一つ、役場の組織がどんなふうになるんだろうかということで、課が再編されたりとかということをおっしゃっていましたが、農業委員会は農業委員会として1つの課、農業委員会として1つです。ただ、この建物が、別館が取り壊される関係上、便宜上、今の産業経済課の脇に小スペースですけどそこに農業委員会事務局ができるという形です。産業経済課の中にできるんじゃなくて、産業経済課は産業経済課、農業委員会は農業委員会という形での事務局があそこにできます。

そして、あと、今度は産業経済課ですけど、産業経済課が持っているのが、農政と商工関係を主に持っていらっしゃいます。あともう一つ変わるところが、企画財政課が企画と財政を持っていらっしゃるので、そこが少し変わってきます。産業経済課は農林水産課という形になって、産業経済課から商工が外れます。今の企画財政課は、逆にどうなるかというと、企画商工課という形になって、財政が税務課のほうにくっついたような形になります。そういう組織の変更があります。

それと、住民福祉関係で、すみません、ちょっと私が名称をはっきり覚えていませんけど、新たな政策部局が、高齢者の方たちの活動を援助する、そういった部署が新たに作られます。

主なところは、そういったところになります。

ただ、農業委員会とすれば、新庁舎が建て直った際には、今と同じように建物が3階建てですので、3階の議場のすぐ脇に農業委員会事務局として、同じように新庁舎に移った

際には別にできるような、部屋ができるような形になる予定となっています。

私からは以上です。よろしくお願いします。

会長（吉野 裕君） 8番。

8番（藤永 九市君） 人事異動がどうなるかというものではなかったんですけど、それはもう、人事権は町長ですから（聞き取り不能）ですけど、再編成で課の名前、部署が変わったりとか、あると聞いたもんですから、その辺をせっかくの機会だからお聞きしたいということをお願いしました。

そういうことですので、ただ、本当に局長、感謝していますけど、繰り返しますけど、新しい局長がしっかり引き継ぎをしていただいて、念を押してよろしくお願いします。ありがとうございました。

以上です。

会長（吉野 裕君） ほかにありませんか。3番。

3番（池田 邦義君） 今日の議題の中で、結局、新築、戸建てとか、アパートとかってということで、佐々町も結構家が建っているような状態なんですけど、雨水対策、污水排水は下水道に流れるからいいようなものなんですけど、雨水、雨水対策として水路だけで、今の水路、大雨のときに雨水が大丈夫なのかなど。私、いつも現場を見て、グレーチングから溶け出しているような水路も多々あるわけです。大雨のときは、だから、町としてどういうふうな、雨水の水路が、規格として幅を持っておられるのか。そこら辺をちょっと町に局長から聞いておいてくれないかなと思って。

会長（吉野 裕君） 事務局。

事務局長（橋川 貴月君） 私が知っている限りでいえば、道路の側溝とかいうのは、5年とか10年確率の雨に耐えるぐらいで作ってあります。今は100年に1回ぐらいの大雨でハザードマップとかは作ってありますけど、実際、もう1ランク上の1000年に一度というハザードマップが、今、作られようとしています。なので、それに対応したような側溝ができるのかということ、それは恐らく無理なので、ハード面じゃなくてソフト面の避難用のハザードマップとか、そういったものの対策が今後はずっとされていく見込みと聞いています。

3番（池田 邦義君） 今の排水は、現状維持ということたい。

事務局長（金子 剛君） そうですね。大きなところではまだ決まっていないです。

佐々川自体が50年に1回の確率ぐらいです。

3番（池田 邦義君） 結構、車で動きよって、グレーチングから吹き出しよるところがあるとさ、掃除をせんけんそういう吹き出しが出よるとは思うけど、そこまでは町は回りきらん

やろうけん。それで、近隣住民がグレーチングをはいで掃除するとかいう対応を多分やってられるだろうと思うんです。だけん、そこら辺は町としてどういうふうな、見方をしているのかなと思って。まちづくりとして、あれは重要な問題じゃないかと思うんです。これだけの大雨が来れば。町としての対応はどういうふうな、議会でもそういう話は全然聞かんけんさ。

事務局長（橋川 貴月君） すみません。知っている限りで申しわけないですけど、佐々インターチェンジ付近の周辺が、ああいうふうに関が少し進んでいますけど、仮に佐々インター付近の農地が全部宅地で埋まったとしたら、今の排水機場のポンプでは足りないの、あれと今の排水機場と同じ、毎秒10トンの排水機場をどこかに作らないといけません。もし仮に全部埋まったとすればです。そういうのが100年に1回の降水確率ということで、今はそうですけど、今は100年に1回どころの雨がどんどん降っているんで、なかなか難しいところかと思えます。

ただ、そういうふうで、もし埋まれば、毎秒10トンの排水機場を作らないといけません、そういう状況です。

会長（吉野 裕君） よろしいですか。

ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

ないようですので、本日の総会を終了いたします。

（ 閉 会 午後 15時 50分 ）